

厚生労働省発生食 0928 第 4 号
令和 3 年 9 月 28 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

CIT-No. 1 株を利用して生産された L-シトルリン



CIT-No.1 株を利用して生産された L-シトルリンに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「CIT-No.1 株を利用して生産された L-シトルリン」については、令和 3 年 9 月 10 日付けで味の素株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Escherichia coli* K-12株の変異株を宿主とし、L-シトルリン生合成に関与する目的遺伝子の導入等を行ったCIT-No.1株を利用して生産されたL-シトルリンである。

3. 利用目的及び利用方法

L-シトルリンは、ヒト体内でも生成する非タンパク性の天然アミノ酸である。日本国内の食品分野ではサプリメント成分として、錠剤、飲料等の加工食品に用いられている。本品目の利用目的や利用方法は、従来の L-シトルリンと変わらない。

4. 海外の状況

本品目は、諸外国において販売、使用された実績はない。

5. 備考

申請者は、CIT-No.1 株に挿入されている目的遺伝子等の断片は、*E. coli* 由来か、*E. coli* とともに自然界に存在することが文献的に示されている等の DNA であることから、本品目は、「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」もしくは「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものと考えられるとしている。